

令和7年度第1回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和7年4月10日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部	寛		
会長職務代理者	13番	山根	祐一		
	14番	川村	忠幸		
委員	1番	田中	孝幸	2番	東田 輝正
	3番	明治	良一	4番	岸本 慶子
	5番	衣笠	指囷	6番	横野 俊彦
	7番	大村	祥一朗	8番	上田 正人
	9番	大谷	誠一	10番	細田 邦男
	11番	山本	知司		

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	荻原	晴雄	岸本	政明
	横山	茂	猪本	正己
	佐藤	洋一	藤田	榮一郎
	鎌谷	一也	中山	浩一
	保田	公範	公賀	義高

4. 欠席委員 山田 裕人 中嶋 美枝子

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 9番 大谷 誠一 | 10番 細田 邦男 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届出書について | |
| | 4 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| | 5 | 非農地証明願について | |
| | 6 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取り下げについて | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農業振興地域整備計画の変更について | |

- 第6 議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について
第7 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、山田裕人推進委員、中嶋美枝子推進委員の2名です。

農業委員 出席者数 14名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和7年度第1回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、9番 大谷誠一委員、10番 細田邦夫委員、にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員の方から報告がありましたらお願いしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を6件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は9件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は11件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。12ページをご覧ください。今月は1件で農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。

報告4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。13ページをご覧ください。2件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

報告5 非農地証明願について。3件の申請がありました。14ページをご覧ください。【受付番号1-1】重枝字●●●●。以前から耕作しておらず、現在は雑種地となっています。【受付番号2-

事務局	<p>2] 安井宿字●●●●●、安井宿字●●●●●。20年以上耕作しておらず、現在は山林となっています。【受付番号3-3】用呂字●●●●●、用呂字●●●●●。15年以上耕作しておらず現在は山林となっています。</p> <p>現地確認を東田委員、横野委員、大村委員、保田推進委員、山田推進委員及び事務局で確認し、妥当であると判断しました。</p> <p>報告6 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願を受理しましたので報告します。15ページをご覧ください。営農型太陽光発電施設として申請があったものです。</p> <p>本案件につきましては、先月の3月定例農業委員会総会において、審議保留となった案件ですが、転用計画の中止により、申請人より議案取下げの申し出があったものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
川村委員	<p>第5号なんですけれども、理由っていうところがあるんですけども、どれもそうなんですけど、平成何年より耕作しておらずっていう項目になってるんですけども、毎回そうなんですけれども、法律的には耕作してなかったら、もう認められるんですか。それとも、ただ単純に耕作してなかったらできるのか、その辺ちょっと教えていただけませんか、今後のために。</p>
議長（会長）	<p>事務局、お願いできますか。</p>
事務局	<p>耕作しておらずというところで、農地に戻るか戻らないかという判断のところですか。農地パトロールで赤判定していただいていると思うんですけども、そういうイメージです。</p>
議長（会長）	<p>とりあえず、ここに出ている3件については、農地パトロールの時に赤判定になっているという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>事務局、ちょっと説明の方お願いします。</p>
事務局	<p>基本的には赤判定になっているところというのは、通常ですと、毎年の非農地を一斉に処理してよろしいでしょうかというような議案が10月ぐらいあると思うんですけども、それを通して農業委員会から税務課、税務課から法務局というかたちで、農地を山林に変えたりするということがあるんですけども、その手続きをしますと大体1年以上、地目変更にかかってしますので、そういった場合に赤判定のところについては、非農地証明という形で現地確認をもう一回</p>

- 事務局
していただいて、非農地証明を発行させていただき、その証明書を持って法務局の方で、区分の変更をしていただくような手続きを取っております。
今回の筆が全て赤判定だったかと言われると、赤判定ではない筆もあります。農地パトロールしていただいている、赤判定ではないところがあったんですけども、今回もう一度、担当の農業委員さんを含む3人以上の委員さんで現地確認をしていただいて、これは農地には戻らない、いわゆる赤判定と同じような状況だという形で、再度、判定していただいて、非農地証明をさせてもらっているという形です。
- 議長（会長）
はい、ありがとうございます。川村委員どうでしょう。
- 川村委員
そうなんです。要は、この書き方では非常に僕はまずいと思うんです。要は、農地確認として使用不可として判断してるはずなんですよね。そのことが、やはり書かれているべきではないかと思えますね。農業委員の方とか何人かが、事務局も現地見られて、これは無理だな、僕も以前ありました、無理だな、これは駄目だなという確認を誰がしたのかっていうような形の記入も必要ではないかと思えます。これでは単純すぎと思えます。
- 議長（会長）
はい、ありがとうございます。理由等の関係につきましては、事務局でさらに努めまして、次期内容の時にはもう少し丁寧にさせていただくということにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
はい、ありがとうございます。他にありませんか。
- 川村委員
もう一点よろしいでしょうか
- 議長（会長）
はい。
- 川村委員
報告第6号っていうことで、今回、取り下げということになりました。妥当性があるのかないのかということ、皆様のご意見いただいた中で、今回、非常に僕自身勉強になりましたし、大きく問題点がちょっと浮き彫りになったんじゃないかなと。というのは、我々いろいろ事前調査という紙をいただくわけなんですけれども、事前調査の紙をいただいたときに、こういう形で面積とか申請者、転用目的とかあるんですけども、その中で、その方たちがこれだけじゃなくて、普通の事前調査でも、事務局にいらっしゃったときに打ち合わせした事項っていうものはあるはずなんですよね。とい

川村委員

いますのは、以前私、事前調査をしたときに、“えっ、事務局から聞いてないの”って言われたことがあるんです。そしたら、事務局とその依頼に来た方の打ち合わせ項目っていうのが、この下に記述されてて、我々ができることっていうのは、その内容の再確認だと思うんですよね。

そういうところを今後、事前調査の資料の中にちゃんと記入していただきたいなど。今回特に、これ、何年前かに5条で転用許可申請が出されてまして、それが不許可になってるんですよね、取り下げに。そういうことも後々わかってきて、その事前審査のとき、そういうことがあったのであれば、そういうこともやっぱり書いていただきたい。というのは、我々今回、法律っていうことが非常に無知なところがありまして、僕非常に勉強になったのが、現地調査があったときに、県の方もしいたけ栽培の方も、井上課長もいらっしやいまして、井上課長が僕の隣で、“ここ第一種なんだけどな、これ無理だでな”っていうような話をされたんです。

えっ、第一種第二種ってなんだっていうことで調べていって。でも事前調査書には、関係者のコメントが、現地に行った県の方も、しいたけを作ってる方のコメントも何も出てこなかったんですよね。現地に行って、関係者・専門者の声っていうものも、やはり事前調査書の中に書き加えたりすべきではないかなというふうに思いました。

我々も法律知りませんし、隣接者の方の説明っていうのが、区長さんに僕が電話したときに、“なんか来たみたいやけど”っていう形で本人は話してないんですよね。区長さんの親と話して、親と話したときに、その近隣の人がソーラーを作りたいっていうんだったら、やっぱり認めたるべきじゃないかなと。もう近隣の人がソーラーを作るといような認識なんですよね。親がサインして、判子押してるんですよね。あと、隣接者の方っていうのも、区長さんも法律っていうのを知らないんですよ。やはり法律が絡むところっていうのは、やっぱり事務局として、やはりその辺を隣接者、そして我々にもちゃんと説明する必要があるというふうに思います。

ですから今後においては、やはりそういう法律関係っていうものは、事務局からちゃんと事前調査のところ、別紙でも何でも構いませんので、詳しくご説明をしていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。はい、鎌谷委員。

鎌谷推進委員

僕、通ったもんだと思っていたんですけど、そうじゃなかったんですね。しいたけの経営については、別にソーラーパネルの下

鎌谷推進委員	<p>でなくても、非常に厳しいものがあると思っています。ただ、その農地がこれから使われるかどうか。本当にそういったことを考えると、ソーラーシェアリングとかしいたけに向かっていくと。ある程度強いことは必要ですけれども、前向きな姿勢についてはできるだけサポートしていけるような姿勢も農業委員会としては大事じゃないかというふうに思っております。</p> <p>今後の問題として、ぜひ、営農やっていくとか、ソーラーシェアリングやっていくということについてはですね、計画は詰めるとしても、難しいからやめちゃうってことじゃなしにお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。参考意見としてお伺いして、また、次のときに取り組みたいと思います。川村委員の関係につきましては、一応、説明等ができるような内容で簡素化する事項があるかもわかりませんが、一応、事務局等で検討しながら、説明書を作成していきたいというふうに思いますので、一つよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>はい。ありがとうございました。では他に何かご意見等がありましたら。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見がないようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行いたいと思います。</p> <p>受付番号1-1について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号1-1について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号1-1朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 西谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 901 m²</p> <p>土地の所在地 西谷字地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,080 m²</p> <p>土地の所在地 西谷字地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,404 m²</p> <p>理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは高齢であり体調不</p>

事務局

良で、所有する農地を順次耕作してもらえる方に譲り渡しておられます。この度、譲受人の●●●●さんが耕作されるということで贈与する話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在、譲受人の●●さんは所有する農地で主に水稲や野菜を栽培しておられ、今回譲り受けられる農地では主に果樹や花を栽培される予定です。

通作については、自宅から概ね8km程度で問題ないと思われま

す。農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、20年程度の農業従事経験がありますし、お父さんも50年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われま

す。最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、果樹や花を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上で

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、9番 大谷誠一委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

大谷委員

はい、9番大谷です。4月1日に双方に電話で受け渡しの意思を確認しました。事務局の聞き取り内容に相違ないようでした。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。受付番号1-1につきまして、質問ご意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

（全員挙手）

議長（会長）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号1-1について、申請どおり決定いたします。

続きまして、受付番号2-2について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 2-2 について説明します。

【議案第1号 受付番号 2-2 朗読後、説明】

土地の所在地 用呂字地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 39 m²

土地の所在地 用呂字地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,000 m²

土地の所在地 用呂字地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 817 m²

理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは県外に在住しておられ耕作ができないため、以前から管理や耕作を地元の方をお願いをされてきました。以前からどなたかに譲渡したい意向はあり、この度地元の譲受人の●●●●さんに売買することで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは、所有や借り受けた農地で水稻を栽培されています。この度譲り受けられる農地でも、水稻を栽培される予定です。

通作については、自宅から100m程度であり問題はないと思われまます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、13年程度農業従事期間があり問題はないと思われまます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻と野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、この件につきましては、6番 横野俊彦委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

横野委員

はい。6番横野です、2-2について説明させていただきます。内容は先ほど事務局の方からお話のあった通りでございますが、前の写真見ていただきますと、現況としては287と288、2筆が1枚の田んぼとして耕作をされているという現況でございます。

それと補足といいますか、今回の申請のあった287と288につきましては、一昨年になりますか、11月の委員会で他の方に譲渡されるということで、いったん決まっておったんですけども、抵当権設定があるということで取り下げをされている経過がございます。

横野委員	そこのところを確認させていただきましたところ、抵当権の設定を昨年中に解除したということでしたので、今お話をさせていただいた部分については、3月31日に両方の方に電話で確認をさせていただいたところでございます。よろしく申し上げます。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号2-2につきまして、質問意見がある方につきましては、お伺いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号2-2について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号3-3について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号3-3について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号3-3 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 米岡字地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 98 m²</p> <p>理由につきましては、申請地は圃場整備区域外の農地で、以前、申請地周辺の農地を圃場整備した時に、申請地付近にあった●●●の農地が譲受人の●●●●さんの農地に含まれて整備されたもので、譲受人の●●●さんがそのことに気付かれ、耕作実態に則して●●●さんが購入されて耕作されることで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●さんは、所有する農地で水稻や野菜を栽培されています。この度譲り受けられる農地では、引き続き水稻を栽培される予定です。</p> <p>通作については、自宅から800m程度であり問題はないと思われま</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、13年程度農業従事期間があり問題はないと思われま</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認めら</p>

事務局	れます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、8番 上田正人委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
上田委員	はい、8番の上田です。先ほど事務局から説明があったとおりになんですけれども、4月の1日の日に●●●●の担当●●さんに4月1日の5時頃、電話で確認しました。 それから次の4月2日水曜日9時頃ですね、米岡●●●●、●●●●さんと立ち会ってですね、米岡から河原駅前に行く橋の手前の田んぼでした。現地確認をいたしました。 別に問題はないというふうに思いました。以上、報告終わります。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号3-3につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号3-3について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号4-4について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号4-4について説明します。 【議案第1号 受付番号4-4 朗読後、説明】 土地の所在地 用呂地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 277 m ² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは町外に在住で、用呂にある親族の家も含めて空き家バンクに登録をされていました。この度、譲受人の●●●●さんが空き家と併に農地も購入されることで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在、譲受人の●●さんは、所有する農地ありません。この度譲り受けられる農地では、野菜を栽培される予定です。

事務局	<p>通作については、購入される自宅裏になりますので、問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、知り合いの畑を借りて農業をされており、3年程度農業従事期間があり問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、6番 横野俊彦委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
横野委員	6番横野です。4-4について説明させていただきます。4月4日の日に現地を確認して、双方の方に電話で確認をさせていただきました。内容につきましては、事務局の方からお話のあった通りでございます。●●さんはこの話がまとまった段階でですね、夏には転居して耕作を始めたいというようなご意向を持っておられるところを確認させていただいてますのでよろしくお願ひいたします。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号4-4につきまして、質問意見等がある方はお願ひしたいと思ひます。はい、鎌谷委員。
鎌谷推進委員	確認ですけれども、●●さんは●●から用呂に転居される。
議長（会長）	事務局、お願ひします。
事務局	はい、そうです。
議長（会長）	よろしいでしょうか。他にご意見等がある方はお願ひしたいと思ひます。
川村委員	はい。すいません、4番川村です。教えていただきたいんですけども、申請理由で空き家バンク登録農地っていうふうに書かれてるんですけども、こういう農地があるというふうに思っいていいんでしょうか。
議長（会長）	事務局、お願ひします。

事務局	空き家バンク登録農地というのは、ちょっと書き方が省略されておりますが、空き家バンクの場合、空き家の売買になるんですけども、その空き家に付随して近くの農地も一緒に買っただけの方を探すという形の農地になります。
議長（会長）	よろしいでしょうか、宅地についているという形だと思います。他にご意見等が、質問等がある方につきましては。よろしいでしょうか。
岸本推進委員	誰でも農業ができるという事ですね。空き家バンクに入ったら。
議長（会長）	事務局お願いします。
事務局	そうですね。今、下限面積も撤廃されていますので。以前、下限面積が設定されているときに、空き家バンクと一緒に農地を買われたときには、下限面積よりさらに低い面積でも売買ができるということになっていたと思います。ということで、空き家バンクに登録してある農地という書き方もしてあるんですが、令和5年から下限面積も撤廃されていますので、少しの農地でも持っただけ、空き家バンクではなくても購入していただけていると思います。
岸本推進委員	規模は関係なく。
事務局	そうですね。
議長（会長）	おわかりでしょうか。他にご意見等ありましたら。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号4-4について、申請どおり決定いたします。 以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第4 議案第2号 農用地利用集積等促進計画

議長（会長）	<p>について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをご覧ください。 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和7年3月31日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号1-1から43-43について説明します。この度は貸借のみです。 この度、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地79,972㎡（57筆）と既に機構へ集積されている農用地23,072㎡（9筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人5社へ56,932㎡（37筆）、その他9名の個人耕作者へ46,112㎡（29筆）を貸付けするものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、それでは審議を行いたいと思います。整理番号1-1から43-43につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号1-1から43-43につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第2号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の18ページをご覧ください。 日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について、八頭町長から、令和7年3月19日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。</p>

事務局	<p>【議案第3号 申請番号1-1 朗読後、説明】 申請番号1-1について説明します。 申請地 下峰寺地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 163 m²のうち28 m² 目的は農用地区域からの除外です。理由としましては、墓地の整備のためです。 議案書の19から21ページに位置図、23から24ページに土地利用計画図を付けています。下峰寺集落の南に位置する農地です。この農地は、農振地域から除外された後に小集団の生産力の低い第1種農地に該当する農用地区域内の農地となります。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、3番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
明治委員	<p>1-1について、明治が報告します。4月の4日に訪問して話を聞きました。またそのときに、現地確認を行いました。さっき事務局から報告ありましたように、現地は小さいほ場が続いているということ、近くに既に墓が建っているということで、ここを農振除外しても問題がないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方についてはお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号2-2について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号 申請番号2-2 朗読後、説明】 申請番号2-2について説明します。 申請地 稲荷地内 登記地目：田 現況地目：田</p>

事務局	<p>面積 2972 m² 申請地 稲荷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 250 m² 申請地 稲荷字地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 84 m²</p> <p>目的は農用地区域からの除外です。理由としましては、建築条件付売買予定地の整備のためです。</p> <p>議案書の25から27ページに位置図、28ページに土地利用計画図を付けています。郡家東保育所の南に位置する農地です。この農地は、農振地域から除外された後に第3種農地及び第2種農地該当する農用地区域内の農地となります。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、4番 岸本慶子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
岸本委員	<p>4番岸本です。2-2の議案について報告します。土地の所在地は稲荷です。3月29日に現地に行ってみました。そして、●●さんと●●さんの土地のことで、4月1日に代理人●●●●に電話で確認しました。確かにそうだって言われまして、問題はないと思われまます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方についてはお願いしたいと思います。</p> <p>ちなみに面積がですね、3000 m²以上になりますので、これは県の農業会議がですね、審議委員会の方にかけて、県の方でですね、審議を行うということでありまます。大谷委員。</p>
大谷委員	<p>道路を挟んで東西に水田とあるんですけど、農業水利の関係は問題ないんでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>排水の関係ですね。</p>
大谷委員	<p>この後、農振除外された後、もう一度あるんですね。</p>
議長（会長）	<p>はい。</p>
大谷委員	<p>そのときに見させていただこうと思います。</p>

議長（会長）	他にご意見等ある方。はい、井上委員。
井上委員	はい、すいません。2番の井上ですが、メインの進入路は、左側の道路を使用するというので、ちょうど小学校に上がるころの交差点の道路は、従前のままの幅員のように見えるんですが、そんな計画でいいんでしょうかと思って。というのは、どっちみち、道が繋がると、必ず通りますんで。このところ多分3m位だろうと思うんですけども、最低限5m位は必要ではないかなっていうふうに思うんですが。この図面ではちょっと道路がどこまで広がるんだっていうのがよくわからないんです。
議長（会長）	はい、事務局説明をお願いします。
事務局	この度は農振地域の除外の案件ですので、まだそのあたりの詳しいところまでは書類の提出をいただいていないところです。もう少し事業にかかる場合は、町としてもいろんな担当課の方で、道路の面であったり水道の面であったりいろいろと審査をすることになります。
議長（会長）	よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。 続きますので、日程第6 議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。 議案書の29ページをご覧ください。地籍調査課が行った地籍調査の結果で、現況に合わせて職権で地目変更を行います。対象が農地の部分については、農業委員会へ通知し、意見を求めるという

事務局	<p>ものです。</p> <p>今回は令和5年度に実施した地籍調査地域の下坂が対象です。各地区の農地で登記簿上「田」「畑」等となっている筆について、地籍調査した結果、地目が農地以外のものとなった筆、また農地のままであっても、田畑の地目変更、分筆や合筆による地番変更がなされた筆について記載されています。</p> <p>変更後の地目は、田、畑、山林、原野、雑種地、公衆用道路、用悪水路、水道用地、墓地、宅地となります。</p> <p>農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課において所有者への閲覧を行い、所有者の同意を得たうえで決定され、再来年登記が完了する予定です。</p> <p>貸借、地域計画についても確認を行い、地目変更を行っても問題無いと思われますので、問題なしで回答したいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方につきましてはお願いしたいと思います。明治委員、お願いします。</p>
明治委員	<p>3番明治ですけれども、これ住所が八頭町と郡家町という表記があるんですけれども、これはなぜか。</p>
議長（会長）	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>所有者の氏名については、現状の登記簿の名称が入っていることです。</p>
明治委員	<p>住所。存在しているのかなと、郡家町が。</p>
議長（会長）	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>はい。登記簿のとおり住所が入っているということです。</p>
議長（会長）	<p>よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。川村委員。</p>
川村委員	<p>調査前の表示には地積って、数字が入ってるんです。調査後の土地の表示っていうのは、数字は入らないんですか。</p>
議長（会長）	<p>面積ですか。</p>

事務局	こちらについては今後測量して、確実なものが入っていくということになります。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
川村委員	増えたり減ったりするわけですか。
事務局	左側にあるのが調査前の面積になりますので、また、地籍で調査をすれば、分筆・合筆をしなくても、やはり多少面積は変わってきます。
議長（会長）	最終段階になれば、右の空欄の所が埋まるということ。
事務局	そうですね。
川村委員	そうしたら、2番の●●っていうのがあるじゃないですか。2175㎡、●●が取られるじゃないですか。ここには、●●からの分筆というふうに、2番も3番もなっているんですけども、これは、●●が2つに分かれるということですか。
事務局	これは、●●が結局3つに分かれると思います。●●と●●と●●に分かれると思います。途中、農地に関係ない筆を抜いたりするので、少しわかりにくくなっているかと思いますが。
川村委員	元々の●●の2175㎡っていうのが減っていくような形で、トータルは変わらない。トータルも変わる。
事務局	最終的に測量すれば、多少変わる可能性はあります。
議長（会長）	今度は、実測という形で表示されるということのようですね。他にありませんでしょうか？
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。

議長（会長）	<p>以上で日程第6 議案第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第7 その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第12回定例委員会での質問事項について 許可申請の流れと行政処分に対する対応について 2. 資料提供 第3条申請様式の変更について 3. 情報提供 小規模農家経営継続支援事業補助金の拡充等について 4. 委員活動実績に係る能率給の支給について 5. 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は5月13日（火）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。 <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
川村委員	<p>小規模農家の補助金について、個人的な意見なんですけれどもトラクターとコンバインって高いじゃないですか。管理機とか、自走式草刈機とか、やっぱり価格差が違うんですよね。やはり、今の小規模農家でいけば、トラクターを買うとか、コンバインを買うっていったら相当な価格になってると思うんです。</p> <p>補助の上限というものを価格帯で作っていただければ一番ありがたいと思うんですけどね。やはり、高いものは補助を高くっていう形で。これはどこから出てくるんですか。</p>
事務局	<p>産業観光課が担当になります。</p>
議長（会長）	<p>農業機械について高い金額なんですけれども、町の方も予算があると思いますので、その中での動きだというふうに思っておりますので、ひとつご理解の方をお願いしたいと思います。他に皆様の方でありましたら。</p>
大谷委員	<p>報告第1号の議案第2号ちょっと後からになってなんですけど、備考欄に機構保有分の合意解約ってなってる分があるんですけど、これは渡し人、所有者が機構に預けたんだけど、借り手がなくて、機構も手を離すというものだろうと思うんですけど、こういうところが結構あってですね、機構は何もせなんだとつくづく思うんです</p>

大谷委員

けど、今、米が高くなったりしますけえ●●●●もなかなか●●の辺までよお行きませんで、こういうところを何とかするのが農業委員会ではないかなと思うんで。他にですね、機構を通じない相対の分は機構を通じて借受するための合意解約だろうと思うんで行き先が決まってるんでしょけど、担い手が受けて合意解約される分は、これも耕作放棄になる可能性があるんじゃないかなと危惧しているところですが、こういうところ、農業委員会で何とかしていきましょう。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。そうですね、もしこういうところがあれば地図的なものに落とし込みして、皆さんに渡すっていうやり方もできるんじゃないかと。その中で皆さんの方に紹介できる方があったら紹介していただくという方法もですね、取れるんじゃないかと。大谷委員も言われる内容についても、ちょっと検討しながら皆さん方に提示できたなと思います。

他にございましたら。はい、鎌谷委員。

鎌谷推進委員

前は、農業委員会で建議を町の方にあげよおったんですけども、今はないんですか。農業政策など。

議長（会長）

事務局。

事務局

私も詳しくないんですが、前期の委員さんの時に建議を一度上げられていると思います。

鎌谷推進委員

前は毎年やっていたと思うけど、制度がなくなったのか。

事務局

制度的にはあります。

議長（会長）

鎌谷委員の内容につきましても、事務局の方で精査しながら取り組んでいくということをさせていただきたいというふう思います。

他にございましたら。はい、上田委員。

上田委員

農地パトロールして思ったのが、やっぱり耕作放棄地が山側の方ですけど多いですね。その辺はやっぱり、農地の方に指導するとか、それをやっていかない限りは、もう荒地が多いんですよ、前も言いましたが。獣などが住みかになると思うんで、やっぱりその辺は、やっぱり整備をしていくっていう指導をしていかなきゃいけない。

今、石破さんが首相ですけどね、農政をもうちょっと言ってですね、本当に食っていかないといけないですからね、人は。農業は大

上田委員

切なんです。そういうチャンスがあったら、会長の方は石破さんに言ってください。

議長（会長）

貴重な意見ありがとうございます。ただ、上田委員が言われるように、本当に山間部になったら、田んぼがあっても作る人が、人間がおらんようになってくるというかね、実際に。そこをどう解消していくかというのを、皆さんと知恵を出しながら、取り組んでいかんといけんじゃないかなと思いますので、皆さんの方のお知恵をいただきたいなというふうに思いますので、ひとつよろしく願います。ほかにご意見等ありましたら。

（なし）

委員一同

議長（会長）

無いようですので、以上で令和7年度第1回農業委員会を終了したいと思います。

終了（14時45分）